

周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を
改正する条例制定について

周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を
改正する条例

周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年周南市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 物品の借入れ又は役務の提供を受ける契約のうち、その契約の性質上1年を超える期間を定めて契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものであって、次に掲げるもの
 - ア 事務機器（ソフトウェアを含む。）の借入れに関する契約
 - イ 施設に付随する機器又は装置の借入れに関する契約
 - ウ 自動車の借入れに関する契約
 - エ 前アからウに掲げる契約により借り入れる物品の保守管理の業務に関する契約
 - オ 清掃、警備その他施設等の維持管理の業務に関する契約
 - カ 情報システムの保守管理の業務に関する契約
 - キ 市税等の収納事務に関する契約
 - ク 車両運行の業務に関する契約
- (2) 4月1日から役務の提供を受ける必要がある契約であって、当該契約の期間

が2年度にわたらないもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(契約の種類)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 事務機器の借入れに関する契約</u></p> <p><u>(2) 医療用の機器又は装置の借入れに関する契約</u></p> <p><u>(3) 自動車の借入れに関する契約</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる契約により借り入れる物品の保守管理の業務に関する契約</u></p>	<p>(契約の種類)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 物品の借入れ又は役務の提供を受ける契約のうち、その契約の性質上1年を超える期間を定めて契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものであって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 事務機器（ソフトウェアを含む。）の借入れに関する契約</u></p> <p><u>イ 施設に付随する機器又は装置の借入れに関する契約</u></p> <p><u>ウ 自動車の借入れに関する契約</u></p> <p><u>エ 前アからウに掲げる契約により借り入れる物品の保守管理の業務に関する契約</u></p> <p><u>オ 清掃、警備その他施設等の維持管理の業務に関する契約</u></p> <p><u>カ 情報システムの保守管理の業務に関する契約</u></p> <p><u>キ 市税等の収納事務に関する契約</u></p> <p><u>ク 車両運行の業務に関する契約</u></p> <p><u>(2) 4月1日から役務の提供を受ける必要がある契約であって、当該契約の期間が2年度にわたらないもの</u></p>

現行	改正案
<p>(5) <u>警備の業務に関する契約</u></p> <p>(6) <u>情報システムの保守管理の業務に関する契約</u></p> <p>(7) <u>口座振替による市税等の収納事務に関する契約</u></p>	